

## 運転資金融資あっせん制度の新設 ～事業継続を支援する取組み～

7号補正

### 1 目的

新型コロナウイルス感染拡大により、経営に影響を受けた市内事業者を対象に、円滑な運転資金の供給を促進することで事業継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症対策運転資金融資あっせん制度を新設し、償還までの利子負担と信用保証料を全額補助します。

なお、当該制度の利子補給と信用保証料補助に係る財源は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新たに西東京市中小企業事業資金融資あっせん基金を設置します。

### 2 事業概要

#### (1) 受付期間

令和2年10月から令和3年1月末まで（予定）

#### (2) 対象条件

- ① 市内で1年以上継続して同一事業を営業していること。
- ② 令和2年1月から申請する日の前月までの間で、連続する2カ月の売上げがその前年の同時期と比べて20%以上減少していること。
- ③ 市税の納税義務者であり、納期到来分まで納付していることなど。

### 3 融資内容

資金区分	運転資金
融資限度額	500万円
償還期間	5年以内 (6カ月据置)
融資利率	年1.975%以下 (調整中)
利子負担	全額補助
信用保証料	全額補助

### 4 予算額

新型コロナウイルス感染症対策運転資金融資あっせん利子等補給負担金	74,142千円
西東京市中小企業事業資金融資あっせん基金積立金	60,900千円

## ◎資料のポイント

### (1) 事業実施の経緯

新型コロナウイルス感染症の影響によって、資金調達の需要が高まる中、国や東京都などでは実質無利子・無担保の貸付制度を実施している。

本市では、償還までの利子補給と信用保証料を全額補助する本制度を創設することで、年末及び年度末にかけて新たな資金調達に有効的な対策として制度を創設する。

### (2) 本市におけるその他の資金調達支援事務

制度名称
①中小企業事業資金融資あっせん制度
②借換資金融資あっせん制度
③セーフティネット保証 4号・5号
④危機関連保証

### (3) 多摩 26 市におけるコロナ対策融資制度の実施状況・・・8市